

(非公式訳)

投資委員会事務局布告

第 Por.4/2555

件名：奨励プロジェクトに対する未熟練外国人労働の使用禁止

投資促進による国内における労働の適切な使用のため、仏暦 2520 年
(1977 年) 投資奨励法第 11 条および第 18 条に基づき、2012 年 5 月 25 日に
おいて投資委員会に委任された投資委員会事務局は、投資委員会布告 2010 年
10 月 8 日付け第 Por4/2543 号題名「奨励プロジェクトに対する未熟練労働使
用の許可」を廃止する。

布告日 2012 年 6 月 22 日

(アッチャカ・シーブンルアン)

投資委員会事務局長